

第2章 障害のある人を取り巻く状況

1 国・県・当市の状況

(1) 国の動向

令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月から合理的配慮の提供が民間事業者にも義務付けられるなど、障害のある人から、社会的バリアを取り除くための対応を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととなりました。

また、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目指し、医療的ケア児等に対する支援について、国や地方公共団体等の責務と明記されました。

令和4年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、障害のある人による情報の取得・利用・意思疎通に係る施策に関し、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

このほか、令和4年10月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が公布され、障害のある人等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害のある人等の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援等の措置を講ずることとされました。

(2) 県の動向

新潟県では、令和3年9月の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を受け、令和4年度当初に「新潟県医療的ケア児支援センター」を設置し、各地域の相談員だけでは対応が難しい医療的ケアの必要な児童及びその家族等への相談支援のほか、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関との連絡調整、関係機関等への情報提供及び研修を行っています。

また、上越圏域の関係機関が連携・協議するため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援部会」を設置し、地域の現状分析や課題解決に向けた検討を進めるとともに、ピアサポート活動を行う人材育成や、精神科病院と関係機関との連絡会を開催し、長期入院者に関する情報交換を行っています。

(3) 当市の動向

上越市では、令和3年3月に策定した上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に基づき、一人一人の個性を尊重したサービスの提供に努めるとともに、障害のある人に対する市民の理解を深め、就労や社会参画を支援する取組を推進してきました。

また、令和4年12月には、上越市第7次総合計画を策定し、当市が目指す将来都市像に「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」を掲げ、障害福祉分野においては、障害のある人もない人も分け隔てなく、地域の中で助け合いと思いやりによりつながり、お互いの存在を認め合いながら、安心して自分らしく活躍できるよう、障害の種別や程度に

かかわらず、希望するサービスが利用できる環境の整備や障害のある人に対する市民の理解を深め、就労や社会参加を推進することとしています。

令和5年3月には、福祉分野の上位計画となる上越市第3次地域福祉計画を策定し、「誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現」を基本理念に掲げ、社会から孤立を防ぐための体制の強化を図るとともに、関係機関と協力しながら、地域福祉の更なる推進に取り組んでいくこととしています。

2 障害のある人の概況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

ア 年齢別の状況

【図表 2-1】 障害者手帳所持者数（年齢層別）

（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

障害種別	年度	総数	18 歳未満		18～64 歳		65 歳以上	
			人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
① 身体障害	H31 (R1) (A)	7,337	99	(1.3%)	1,529	(20.8%)	5,709	(77.9%)
	R2	7,254	108	(1.5%)	1,509	(20.8%)	5,637	(77.7%)
	R3	7,077	109	(1.5%)	1,473	(20.8%)	5,495	(77.7%)
	R4	6,889	97	(1.4%)	1,403	(20.4%)	5,389	(78.2%)
	R5 (B)	6,750	98	(1.5%)	1,391	(20.6%)	5,261	(77.9%)
	増減(B-A)	△ 587	△1		△ 138		△ 448	
	増減率(B/A-1)×100	△8.0%	△1.0%		△9.0%		△7.8%	
② 知的障害	H31 (R1) (A)	1,718	346	(20.1%)	1,188	(69.2%)	184	(10.7%)
	R2	1,745	349	(20.0%)	1,216	(69.7%)	180	(10.3%)
	R3	1,775	340	(19.2%)	1,240	(69.8%)	195	(11.0%)
	R4	1,796	334	(18.6%)	1,272	(70.8%)	190	(10.6%)
	R5 (B)	1,831	330	(18.0%)	1,310	(71.6%)	191	(10.4%)
	増減(B-A)	113	△16		122		7	
	増減率(B/A-1)×100	6.6%	△4.6%		10.3%		3.8%	
③ 精神障害	H31 (R1) (A)	1,936	59	(3.0%)	1,379	(71.3%)	498	(25.7%)
	R2	1,964	58	(3.0%)	1,407	(71.6%)	499	(25.4%)
	R3	2,045	63	(3.1%)	1,480	(72.4%)	502	(24.5%)
	R4	2,093	61	(2.9%)	1,530	(73.1%)	502	(24.0%)
	R5 (B)	2,123	69	(3.2%)	1,556	(73.3%)	498	(23.5%)
	増減(B-A)	187	10		177		0	
	増減率(B/A-1)×100	9.7%	16.9%		12.8%		0.0%	
合 計 (実人数)	H31 (R1) (A)	10,605	460	(4.3%)	3,845	(36.3%)	6,300	(59.4%)
	R2	10,580	464	(4.4%)	3,879	(36.7%)	6,237	(58.9%)
	R3	10,500	458	(4.4%)	3,931	(37.4%)	6,111	(58.2%)
	R4	10,464	442	(4.2%)	3,941	(37.7%)	6,081	(58.1%)
	R5 (B)	10,309	447	(4.3%)	3,988	(38.7%)	5,874	(57.0%)
	増減(B-A)	△296	△13		143		△426	
	増減率(B/A-1)×100	△2.8%	△2.8%		3.7%		△6.8%	

※障害が重複する人がいるため、①から③の計と合計（実人数）は一致しない。

※表中の括弧書きは、総数に占める年齢層別の人の割合を示す。

- ・身体障害者手帳の所持者は、各年代で減少している。
- ・知的障害及び精神障害の手帳所持者のうち、特に 18～64 歳の割合が増加している。
- ・平成 31 年度(令和元年度)と令和 5 年度の比較では、知的障害と精神障害が増加している一方で、身体障害は減少しており、合計（実人数）では 296 人・2.8%減少している。

イ 障害別の状況

① 身体障害

【図表 2-2】 身体障害者手帳所持者（等級別）（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

等級/年度	H31 (R1) (A)	R2	R3	R4	R5 (B)	増減数 (B-A)	増減率 (B/A-1) × 100
1 級	2, 216	2, 217	2, 162	2, 110	2, 070	△ 146	△ 6. 6%
2 級	1, 090	1, 071	1, 044	1, 000	959	△ 131	△ 12. 0%
3 級	1, 429	1, 390	1, 339	1, 318	1, 314	△ 115	△ 8. 0%
4 級	1, 693	1, 679	1, 653	1, 617	1, 576	△ 117	△ 6. 9%
5 級	402	382	372	357	344	△ 58	△ 14. 4%
6 級	507	515	507	487	487	△ 20	△ 3. 9%
合計	7, 337	7, 254	7, 077	6, 889	6, 750	△ 587	△ 8. 0%

- ・全ての等級で減少している。

② 知的障害

【図表 2-3】 療育手帳所持者（障害程度別）（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

障害程度/ 年度	H31 (R1) (A)	R2	R3	R4	R5 (B)	増減数 (B-A)	増減率 (B/A-1) × 100
A	642	645	665	654	647	5	0. 8%
B	1, 076	1, 100	1, 110	1, 142	1, 184	108	10. 0%
合計	1, 718	1, 745	1, 775	1, 796	1, 831	113	6. 6%

- ・いずれの障害程度とも増加している。
- ・手帳新規申請者は、14 歳以下の児童・生徒が多く、手帳取得後、各種福祉サービスの申請を行っている。

③ 精神障害

【図表 2-4】 精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

等級/年度	H31 (R1) (A)	R2	R3	R4	R5 (B)	増減数 (B-A)	増減率 (B/A-1) × 100
1 級	266	191	188	178	164	△ 102	△ 38. 3%
2 級	1, 564	1, 669	1, 740	1, 786	1, 830	266	17. 0%
3 級	106	104	117	129	129	23	21. 7%
合計	1, 936	1, 964	2, 045	2, 093	2, 123	187	9. 7%

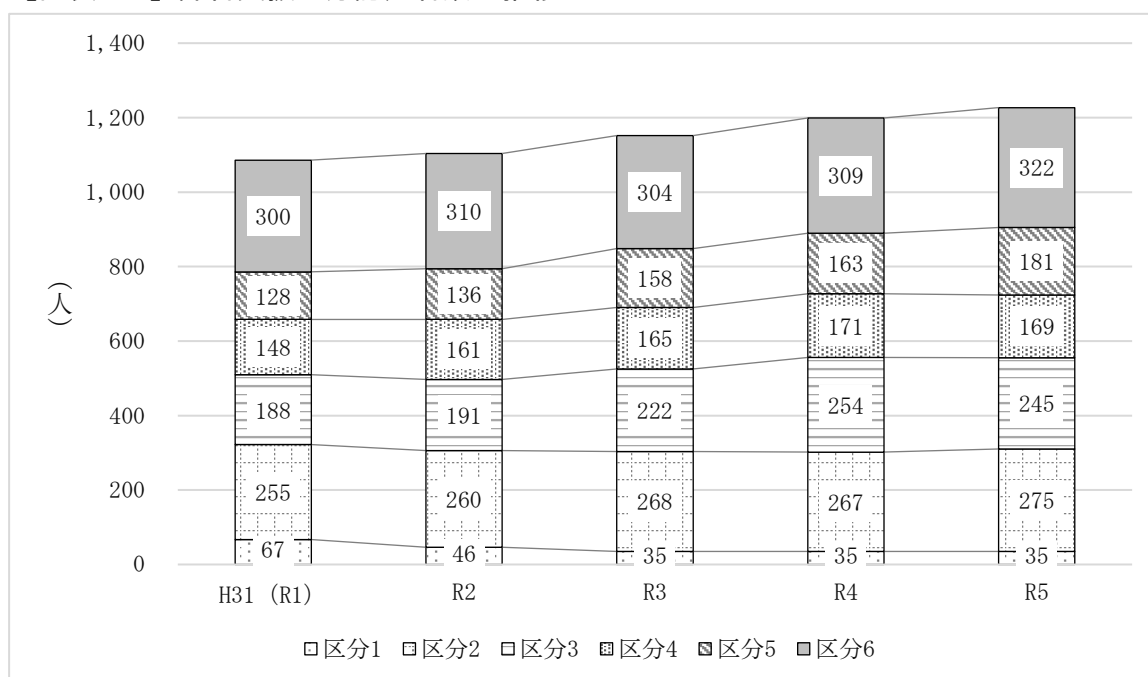
- ・3 級（低度）の増加が顕著である。
- ・近年は、気分障害や心理的発達の障害が多い傾向にあり、令和 4 年度中の手帳新規申請者 271 人のうち 117 人（43%）の人が気分障害又は心理的発達の障害の診断である。

【図表 2-5】 障害支援区分認定者数

(各年4月1日現在、単位：人)

区分／年度	H31 (R1) (A)	R2	R3	R4	R5 (B)	増減数 (B-A)	増減率 (B/A-1) × 100
区分1	67	46	35	35	35	△ 32	△47.8%
区分2	255	260	268	267	275	20	7.8%
区分3	188	191	222	254	245	57	30.3%
区分4	148	161	165	171	169	21	14.2%
区分5	128	136	158	163	181	53	41.4%
区分6	300	310	304	309	322	22	7.3%
合計	1,086	1,104	1,152	1,199	1,227	141	13.0%

【図表 2-6】 障害支援区分認定者数の推移



- ・ 障害支援区分認定者数は、平成 31 年度と令和 5 年度の比較では、13%増加している。
- ・ このうち、区分 5 が 41.4%、区分 3 が 30.3%と増加率が高い一方で、区分 1 が 47.8%減少している。
- ・ 区分 5 及び区分 3 の増加率が高い要因としては、期間内に状態の悪化が認められ、再認定時に当初の区分よりも重度に判定されるケースが多い。
- ・ 重度の区分の利用者が多い障害福祉サービスは、生活介護、短期入所、施設入所、重度訪問介護、行動援護となっている。